

別表 [FENICS CloudProtect 統合ダッシュボード]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第3項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、地域毎やインシデント毎の情報を可視化し、制御する事ができるサービスです。なお、本サービスは、セキュリティ・リスクに繋がるすべての事象から甲を完全に保護するものではありません。

FENICS CloudProtect 統合ダッシュボード

└──基本サービス

└──エンドポイント連携オプション

3. ネットワークサービス実施の前提条件

本ネットワークサービスの提供にあたっては、別途甲と乙の間において、【FENICS CloudProtect Zero Trust Network powered by Prisma Access from Palo Alto Networks セキュリティダッシュボードサービス】または【FENICS CloudProtect WEBプロキシ セキュリティダッシュボードサービス】の提供に関する契約がなされているものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) 基本サービス

乙は、サービス詳細説明書記載の基本機能を本サービスの実施期間中継続して提供します。

(2) オプションサービス

乙は、サービス詳細説明書に従って以下のオプション機能を提供します。なお、基本サービスの基本機能提供が終了すると同時にオプションサービスの提供も終了するものとします。

a. エンドポイント連携オプション

乙は、サービス詳細説明書記載のオプション機能を本サービスの実施期間中継続して提供します。

5. 提供時間帯

本ネットワークサービスにおける基本機能およびオプションサービスの提供時間帯は、乙所定のメンテナンスの時間を除き24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は本ネットワークサービスの提供を中断することができるものとします。

6. サービス障害受付および対応時間帯

本ネットワークサービスの障害受付および障害対応を実施する時間帯は、24時間365日とします。ただし、別途甲が準備するサービスについての障害受付および障害対応は、本ネットワークサービスの対象外とします。

7. 料金月

本ネットワークサービスにおける料金月は、毎月末日締めとし、当月1日から当月末日とします。

8. サービスの実施期間について

(1) 基本サービスの基本実施期間は、利用規約の定めにかかわらず、別途乙が甲に通知するサービス実施開始日から起算して第12項の備考記載の期間とします。ただし、当該期間満了の50営業日前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって基本サービスの基本実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

(2) オプションサービスの基本実施期間は、利用規約の定めにかかわらず、別途乙が甲に通知するサービス実施開始日から基本サービスの基本実施期間満了日までとします。ただし、当該期間満了の50営業日前までに甲乙いずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもってオプションサービスの基本実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

9. 留意事項

(1) 通信の秘密等に関する特約

a. ネットワークサービス条項第7条第2項第(6)号として、次の内容を加えるものとします。

乙がネットワークサービスの実施の過程で得た情報の集計および分析を行い、統計資料を作成し、ネットワークサービス、乙の環境ならびに乙の製品およびサービスの安全性向上等のために限定して利用および処理する場合

b. ネットワークサービス条項第7条第2項第(7)号として、次の内容を加えるものとします。

乙がネットワークサービスの実施の過程で分析した情報を、当該情報が甲の情報であることが識別できないように加工したうえで、情報セキュリティの研究、開発、改善、啓蒙またはその他の目的のために、利用および公表する場合

(2) 本ネットワークサービスは、甲のデータ通信を判別するために、必要な情報（IPアドレス、ポート番号、通信パケットのヘッダ情報、添付ファイル等）を機械的かつ自動的に識別したうえで、通信履歴を記録（以下「通信の記録」という）します。甲は、本ネットワークサービスを利用する全ての利用者一人一人から、通信の記録を行うことについて同意を得ていることを保証するものとします。乙は、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因する一切の責任を負わないものとします。また、甲が利用者から同意を得ていなかったことに起因して乙に生じた損害について、甲は賠償責任を負うものとします。

10. その他の事項

a. 本ネットワークサービスの実施期間において、利用停止等により甲が本ネットワークサービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払は、当該利用停止等が、乙の故意または重大な過失に基づくものでない限り、甲が引き続きその義務を負うものとします。

b. 甲は、料金の支払を不当に免れた場合は、その免れた額その他、その免れた額の2倍に相当する額に消費税等相当額を加算した額を割増金として乙が別に指定する期日までに支払うものとします。

c. 利用規約の定めに関わらず、甲は契約金額について支払い期日を経過してもなお支払が無い場合には、支払い期日の翌日から支払の前日までの日数について、月1.5%の割合または法令により認められる上限の割合のいずれか低い方の割合で計算して得た額を遅延損害金として、乙が指定する期日までに支払うものとします。

d. 乙は、理由の有無に関わらず、甲に対して30日以上前に通知することにより、本ネットワークサービスの利用契約の全部または一部を解約することができるものとします。ただし、この30日の期間は、やむをえない事情がある場合には短縮できるものとします。

e. 甲が本ネットワークサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合または、第三者からクレーム等の請求がなされた場合、甲は、自己の責任これを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。

f. 乙は、本契約、利用規約および本別表の別段の定めがある場合および乙の故意または重過失による場合を除き、本ネットワークサービスの不具合・故障、第三者による本ネットワークサービスへの侵入、商取引上の紛争、その他の原因を問わず、何らの責任も負担しないものとします。

11. 品目一覧

本ネットワークサービスの品目は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	支払種別	単位
CloudProtect 統合ダッシュボード 基本サービス 利用料	NS2F500G	1年	従量料金制 (月額払)	式
CloudProtect 統合ダッシュボード エンドポイント連携オプション 利用料	NS2F510G	途中契約可 終了時期は基本サービスの 利用料と同時	従量料金制 (月額払)	式

[変更内容]

(2021年8月30日) 本別表を適用します。

(2022年12月26日) 3. 項のネットワークサービス実施の前提条件を修正しました。